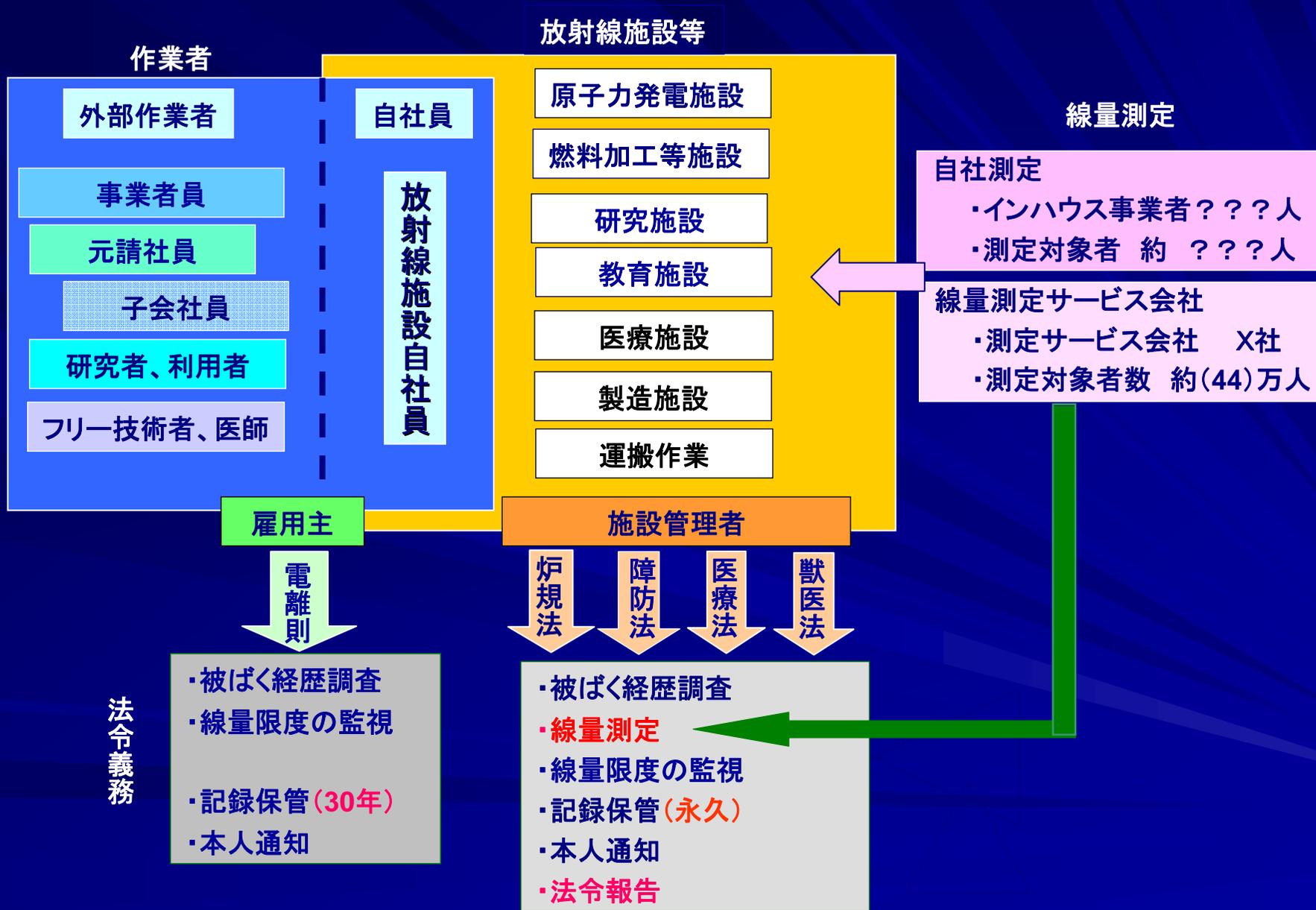


放射線作業者の被ばくの一元管理

— 実現のための課題、誰が線量登録を行うか —

作業員、放射線施設、線量測定者と規制法令



誰が線量登録を行うか

	雇用主	施設管理者	測定機関
メリット	<ul style="list-style-type: none">・法令上の対応は電離則だけでよい	<ul style="list-style-type: none">・現行の規制体系で実施が容易（登録漏れが少ない） （・登録の代行制度を導入すれば施設側の負担が軽減）	<ul style="list-style-type: none">・確実なデータ登録が可能・施設管理者、雇用主の負担が軽減
主要な課題	<ul style="list-style-type: none">・雇用主（非放射線事業者を含む）に新たな義務を課すことになり、確実な実施が困難	<ul style="list-style-type: none">・各法令の整合が必要・外部作業者の登録ルール等の明確化が必要・測定機関の代行制度の整備	<ul style="list-style-type: none">・測定機関の規制体系への組み入れが必要

登録機関へ線量登録を行う場合の課題

1. 雇用主が線量登録を行う場合

メリット： 法令対応は電離則だけでよい

課題： 雇用主（非放射線事業者を含む）に新たな義務を課すことになり、確実な実施に困難が多い。雇用形態が多様化している。

- ①雇用主が登録したことを確認することの制度化
- ②複数の放射線施設における被ばく線量を雇用主が個人ごとに集約することの確実化
- ③データ転送のステップの増大によるミスの発生頻度の増大
- ④作業者の系列会社間、同種会社間等の移籍の増大
- ⑤非放射線事業者の作業者が放射線作業に従事する機会の増大
（被ばく管理に不慣れな会社の増大）
- ⑥元請会社、子会社、孫会社のうちのどの会社が登録するかの
ルール化
- ⑦フリーの技術者、医師、公務員、学生の取扱の明確化

2. 施設管理者が線量登録を行う場合

メリット： 登録機関への線量登録の漏れが(少)なくなる

課題 外部作業者の登録のルールと役割分担の明確化が必要

- ①施設管理者が当該施設における作業者の被ばく線量を登録機関へ登録すべきことの法令等の整合
- ②労安法(電離則)との関連から、従来と同様に、施設における外部作業者の被ばく線量を雇用主へ通知することが必要である。→要検討
- ③外部作業者の線量計の準備、線量の測定及び登録は施設管理者が行うのか、作業側が行うのかの明確化

2-1 施設管理者が直接線量登録を行う場合

- ①登録機関への登録業務の増大(→法令等の報告義務の省略)
- ②二重規制を受けている施設からの登録はどのように行うかを明確化

2-2 施設管理者が測定機関に委託して線量登録を行う場合

- ①測定機関が代行して線量登録が出来るよう制度の整備

3. 測定機関が直接線量登録を行う場合

- メリット:
- ①施設管理者から雇用主への通知、登録機関への登録、雇用主の名寄せ・線量集計、登録機関への登録等の業務が無くなる
 - ②データ転送のステップが少なくなるので、ミスの発生頻度が少なくなる
 - ③線量計は測定機関が用意する(施設管理者、雇用主の負担が無くなる)
 - ④測定の信頼性が確保される

課題: 測定機関を規制体系の中に組み入れることが必要

- ①放射線施設における作業員の被ばく線量の測定は、認定された機関が行うことを法令等により明文化
- ②放射線施設を開設する場合は、当該施設における作業員の被ばく線量測定機関を明示することを義務付ける(?)
(→ 放射線施設、放射線作業員の把握漏れが無くなる)
- ③労安法(電離則)との関連から、施設における外部作業員の被ばく線量を雇用主に報告すべきことについては、雇用主と登録機関との問題として対応する。 → 要検討
- ④線量計を紛失した場合、欠測が生じた場合等のデータ修正方法の明確化